

令和5年9月7日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和5年9月7日
開会 10時00分 閉会 10時18分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 野原恵子
副委員長 小島智恵
委員 畠山美和 酒井はやみ 石川康弘 藤谷謹至
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 企画総務部長 山端広和
総務課長 佐藤勝博 契約管財係長 西明正博
教育部長 川瀬吉治
生涯学習課長 石田晋一 社会体育係長 大澤孝介
- 5 傍聴者 塚本逸彦
- 6 事務局 事務局長 合田利信 議事課長 北原正喜 庶務係長 菅原美栄子
- 7 審査事件および審査結果
 - 1 付託された陳情の審査について（別紙）
 - (1) 議案第99号 指定管理者の指定について（スポセン・トレセン）
 - 2 所管事務調査項目について
正副委員長に一任することとした。
 - 3 所管事務調査報告書について
修正等あれば、事務局に報告することとした。
 - 4 道内優良市町村研修視察について
給食についての調査と決定し、事前質問書の提出期限を9月21日までとした。
 - 5 その他
 - (1) 閉会中の継続調査申し出について
 - (2) 次回の所管事務調査について
 - (3) その他

総務文教常任委員会委員長 野原恵子

◇審査内容

(10:00開会)

○委員長（野原恵子） ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

これより、インターネット中継を始めます。

はじめに、議題の1、付託された議案の審査を行います。

(1)議案第99号、指定管理者の指定について、提出者の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 議案第99号、指定管理者の指定について（スポセン・トレセン）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書と議案説明資料につきましては、昨日の本会議での副町長の提案説明と重複いたしますので、説明は省略させていただき、私からは、お手元に配布いたしました資料に基づき、指定管理者の候補者であります特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブから提案された事業計画の概要と収支計画について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

「みんなDE創るスポーツパーク」を目標に掲げ、サブタイトルとして、スポーツ施設を拠点とした「持続可能」な幕別スタイルの新しいコミュニティづくりとしております。

この目標を実現するための方策が以下の計画書の概要であります。

事業計画1-1、管理運営の考え方と体制についてであります。

プレゼンテーションの際に提案いただきました管理運営の基本的な考え方ですが、施設の管理運営のコンセプトとして、①常に町民の声を聴き、町民と思いを共有し、地域の誰もが気軽に立ち寄れる施設。②多世代、多種目のスポーツサービスを提供するとともに、異世代交流、インクルーシブの場の創造。③地元出身トップアスリート等と地域スポーツの好循環を生み出し、スポーツ文化の醸成。④立地環境を活かし、スポーツ人口、交流人口を増やし、地方創生の実現に貢献。⑤利用者とともに、スポーツ施設運営を通じて、SDGsゴールの達成。以上の考えが示されました。

施設の管理体制については、2施設ごとの採用枠ではなく、業務、時間を限定せず、スケールメリットを活かし、一体的に運用することで、効率的な体制での最大限のサービス向上に努めるとのことでありました。

事業計画1-2、利用促進の考え方は、自主事業による利用促進として、①の性別や年齢、障がいの有無に関係なく、全ての人が生涯を通じて、より気軽に楽しくスポーツができる場の創造に代表される幅広い年齢層や様々な環境にいる町民にアプローチをしていくという姿勢が示されております。

事業計画1-3、利用者の要望、苦情への対応については、要望の把握については、日頃のコミュニケーションはもとより、あらゆるツールを活用すること。また団体等へヒアリングを行うなど積極的に利用者の要望を聞く姿勢を示しております。

このような姿勢でも発生した問題の解決には、職場内で情報を共有し、利用者の立場に立った公正公平な視点で判断すると記載があります。

2ページになります。

事業計画1-4、サービスの向上については、施設の快適性では、行き届いた清掃や適切な温度管理で快適な施設を維持し、接遇レベルを向上させる。

利便性においては、ユニバーサルデザインの案内表示などで誰でもが利用しやすい施設を目指す。安全性には、感染症や熱中症にも細心の注意を払っていただけるものと思われま

す。これらの施設管理のみならず、自主事業によりスポーツ教室や地域交流スポーツイベントなど、企画運営、スポーツ用具、地元産食材などの物販や合宿誘致などで施設利用によりサービスの向上につなげていくとのことでありました。

3ページになります。

事業計画2-1、施設・設備の維持管理については、安全性の確保を第一に掲げ、計画的な維持管理と適切な外部委託事業者の選定による維持管理を目指すと同っております。

事業計画2-2、自主事業の内容は、9項目の実績のある事業であり、実現が見込まれるものと思われま

す。事業計画2-3、町出身者のオリンピック選手等の活用については、町内出身のオリンピック選手等の活用として、①トップアスリートと地域スポーツの好循環により継続的に地域スポーツの活性化に貢献する、町内出身トップアスリート等を通して創る地域コミュニティの創出。②道内のプロスポーツ関係者と連携し、選手や関係者を招いてのスポーツ教室や講演等で町民がプロスポーツとふれあう場や、観る場を創出し、プロスポーツと地域スポーツ関係者との好循環を生み出す、プロスポーツとの連携によるスポーツ文化の醸成。③『オリンピックのまち』として、スポーツを通じた共生社会の創造と多種多様なスポーツを楽しむ子どもたちの育成を目指すということでありました。

事業計画3-1、施設職員配置は、札内スポーツセンターには正規職員2名と臨時職員を4名。農業者トレーニングセンターには正規職員2名と臨時職員3名。正規職員も総勢4名ですので、休暇等もありますので、その休暇等の勤務時間を20名いる臨時職員とシフト制での勤務体制を維持すると同っております。

事業計画3-2、職員の雇用と能力向上については、基本方針として、公平、公正なサービスを提供し、積極的な町民雇用の創出に貢献すると同っております。

具体策としては、町民雇用7割目標、男女比率の均等、賃金ベースの見直し、十勝スカイアースや幕別清陵高等学校からの雇用、アスリートのセカンドキャリアの受け皿など多彩な雇用に意識した内容となっております。

4ページをご覧ください。

事業計画3-3、施設の特性を生かした団体のノウハウは、地域密着型のNPO法人として、任意団体から23年間公共性のある事業を継続した中で800人を超える会員を有し、地域の団体との結びつきを活かしたいと同っております。

実績としては、公正公平な施設利用、施設の点検・修繕による安心安全な施設。音楽や色彩を取り入れた施設プロデュース。地元の教育機関とつながり、地域に根差し、地域とともに豊かで持続可能な町づくりに貢献したいと言われております。

事業計画4-1、安全対策と危機管理は、危機管理マニュアルによる、組織的な安全対

策と危機管理を行い、防災、防犯対策には訓練等の実施。事故防止については、日頃の点検や定期点検により未然防止に努めていただきます。

事業計画5-1、社会貢献と他団体等との連携については、社会貢献として、スポーツ団体に対しては、活動の環境整備、情報提供や相談業務、課題や問題を包括的に調整。

教育機関に対しては、中学校運動部活動の地域移行に関する助言並びに支援、教育機関への協力や参加。

地域においては、自治会、町内会活動への協力、地域の各種団体が主催する地域おこしイベントへの協力などから、町の地方創生に関わる取組へ協力を挙げています。

5ページになりますが、他団体等との連携では、他の体育施設の指定管理者として実績のある企業やフィットネスクラブの経営実績のある企業と連携し、新規スポーツ教室の開設における講師派遣や体育施設管理における相互研修など、お互いの強みを活かしあい、利用者により一層のサービスを提供するとともに、町のスポーツ振興に貢献したい。

また、他地域の総合型地域スポーツクラブとのネットワークを活かし、指定管理運営の強化を図り、幕別清陵高等学校との連携も引き続き行うとのお考えであります。

6ページ以降は、収支計画についてであります。

今回、示されました札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンターの、自主事業を含む収支計画書を示しております。

収入につきましては、札内スポーツセンター使用料以下の上段に記載をしております。

また、支出につきましては、指定管理を導入することによって、指定管理者側でご負担いただくこととなります経費を、人件費以下、6ページの中段から7ページにかけて記載しております。

また、表の収入合計と支出合計は同額であり、この計画上は、利益は出ないような形で提案をされたところであります。

指定管理料につきましては、年額4,171万3,000円、5年間で2億856万5,000円であります。これに消費税と地方消費税を加算した金額を法人にお支払いするということとなります。

前回と比較しますと年間で108万7,000円。5年間で543万5,000円の減となっております。

これは、費用においては、物価高騰や賃金上昇による費用の増を見込んでおりますが、施設使用料を有料化したことによる使用料収入の増が、費用増にまして増加が見込まれますことによるものであります。

また、札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンターの設備及び備品は無償で貸与することとしております。経年劣化等による備品の更新については、町と協議の上、必要と認めるものは町の負担で更新するものとしております。これらは、議決をいただいた後、実際に指定管理に入る場合には協定を取り交わす予定であります。この中で、急激な光熱水費の単価上昇に対応するリスク分担等も明記することとしております。

資料にはありませんが、本法人は、令和5年度から指定管理を行っております。

2つの体育施設の利用実績は、指定管理前の5年間、平成26年から30年度までの平均利用者9万8,232人でありました。

昨年は、2日間で2万5,200人集客の在りましたエゾカフェを含め、18万6,352人の利用があり、指定管理となりました過去4年間の平均は、コロナ禍で施設閉鎖の期間がありましたが、11万4,945人。平均で、1万6,713人の増となっております。

また、毎年議会に報告しております「指定管理施設評価シート」では、4年間の各年の総合評価は4段階評価で最上の「良好」を2年、その次の評価の「妥当」が2年でありませ

す。以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

すみません、訂正です。本法人は令和元年度から指定管理を行っております。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 3点伺います。議案説明資料のほうの最後に選定結果があるのですけれども、200点満点中142.13点に至った理由をお伺いします。

2点目は、5年間で使用料の徴収額は総額いくらになるのか伺います。

3点目は、その使用料の徴収額が幕別町の収入になるのか、指定管理者の収入になるのか伺います。

以上です。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 私のほうからは1点目の評価点について話をします。トータル142.13点と伺いますのは、各委員、8名で構成しております選定委員会におきまして、それぞれ200点満点、先ほど説明の中でもありました選定基準に基づく評価表に基づきまして、全部で大きくって7項目、選定基準に基づく7項目についてそれぞれ選定基準と審査項目が、審査の視点などによる総合点といたしまして、各委員200点満点、8名の委員の平均点数として142.13点という評価をしたものであります。

もう1点、評価にあたりましては、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1号から第5号にこの選定基準の部分が規定されておりますので、それに基づく評価を行っているところであります。

第4条第1号で申し上げますと、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。第2号、事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。もう一つ、3号になりますけれども、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。そういった、あと2号ほどございますけれども、そのような規定に基づく評価を行っているところでございます。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 私のほうからは、収支計画書にあります収入の部で、5年で、スポーツセンター、農業者トレーニングセンターにおきまして、いくら使用料が入るのかというところですが、法人から提案をいただいているものとしましては、5年間で

スポーツセンターが、お配りの資料6ページをご覧くださいと思うのですが、こちらの上段、収入の部なのですが、札内スポーツセンターの使用料、令和6年度から令和10年度までの合計が1,561万1,000円になります。農業者トレーニングセンターの使用料におきましては858万7,000円で、合計しますと2,419万8,000円を見込んでいるというところであります。

この収入につきましては、こちらのほうで算出しました施設運営にかかる費用から収入されると思われるものを差し引きした金額を指定管理料として法人に収めています。その後、施設運営してから入る収入につきましては、法人のほうで収入いただくという考えであります。

以上であります。

○委員長（野原恵子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 最初の選定結果の点数なのですが、基準や、ちょっとお聞かせいただいたのですが、200点満点中142点というのはちょっと高くないのかなという印象を受けましたので、どういった点が評価された部分で、心配される部分なのかというのが伺えたらと思ひまして、みなさん8人の合計ですので、それぞれ違うのかもしれませんが、ちょっと傾向としてありましたら伺いたいと思ひます。

使用料の、私の理解がちょっとついていけなかったのですが、総使用料を、収入があって、そこから収入されるもの、何か引いて。改めて説明伺えたらと思ひます。

それと、ほかにも指定管理があると思うのですが、どの指定管理も同じような使用料に対する対応と言いますか、同じなのかどうかも伺ひます。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 使用料の収入は法人のほうに入ります。指定管理者に入ります。

さきほど課長が説明したのは、指定管理料を算定する中の計算の考え方を示しただけですので、お金がどこに入りますかという質問であれば、指定管理者に入りますというお答えになります。

例えばですが、1年間で5,000万円かかります。使用料は1,000万円入ります。そうすると指定管理料は4,000万円お支払いします、というような考え方で算定していますというお話です。

○委員長（野原恵子） どの施設に対してもですか。

○教育部長（川瀬吉治） はい、どの施設に対しても収入しています。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 選定委員会での評価の結果ですが、詳細はちょっと控えさせていただきますが、概ねこの7項目の選定基準がある中で比較的高い評価を得ておりますのは、利用者へのサービス、それから施設の安定的な管理、そして、やや低いと申し上げますが、中間点くらいの評価のところでは申しあげますと、事業計画書の収支の部分でございます。今回指定管理料の部分も、当初お示ししている数字がございまして、そういった部分での指定管理料の部分にかかわる収支というところでは中間点。そのような概要となっております。

- 委員長（野原恵子） よろしいですか。ほかにございませんか。
藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 年間の指定管理料をもう1回確認したかったのですが、4,172万円でしたっけ。で、間違いないですか。
- 委員長（野原恵子） 教育部長。
- 教育部長（川瀬吉治） 先ほどの資料の6ページの4段目ですね、上から。各年とも4,171万3,000円となっております。
- 委員長（野原恵子） 藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 令和元年からの指定管理ですよ。当初、年間で4,280万だったと思うのですが、これが多少下がったという理解でよろしいですか。その下がった理由をもう1回お知らせください。
- 委員長（野原恵子） 教育部長。
- 教育部長（川瀬吉治） 先ほどの説明でもお話ししましたが、費用に対しては物価高騰ですとか人件費の上昇というのは見込んでおります、ということです。で、当時の使用料収入というのは、当時は65万しか年間で見えていなかったのですよね。優良な方がほとんどいないような状態でしたので、町外者とかですね。昨年の10月から有料化したことに伴って、町内の方もかかりますし、町外の方もかかりますし、団体利用になるとまだかかるということで、利用があって、このくらいの費用を見込めるということで算定をしております。
- 委員長（野原恵子） 藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） あと、物価高騰の幅です。燃料代とか電気代。その辺も含めてトータル的に考えられた数字でよろしいのでしょうか。
- 委員長（野原恵子） 教育部長。
- 教育部長（川瀬吉治） 先ほどの説明では、光熱水費についてはある程度の数字を持っていまして、5パーセントだったと思うのですが、その増嵩によってリスク分担ということで追加してお支払いする場合は、急に上がればですね、追加してお支払いすることになっております。
- 委員長（野原恵子） 藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） リスク分担に関しては前回、令和元年に契約した内容と変わらないと。5パーセント上がった以上は、リスク分担として町が責任をもって管理するという形でよろしいですね。
- 委員長（野原恵子） 教育部長。
- 教育部長（川瀬吉治） お見込みのとおりです。
- 委員長（野原恵子） 藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 指定管理者の中の、施設管理の中で、快適性という部分で、スポーツ施設に適した室温管理。今年、特になのですから、暑い。熱中症や何か、相当、特に、報道では外での熱中症とかよく聞くのですが、これは体育館の中になったら相当な熱中症のリスクもあると思うのですが、町としても施設、老朽化しています

けれども、温度管理に対する対策、施設の投資というか、考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） この提案の中は、たぶんですけれども、冬の寒いときの温度管理という前提でこのお話が来ていると思うのです。利用される方も、寒いですとか、冬期間の利用についていろいろな要望がありましたので、その点についてはあったと思うのですけれども、この夏、急にということになりますので、警戒アラートが出て、子どもは外に出ちゃだめよというくらいの夏になっていますので、何らかの対応はしなくてはならないと思いますけれども、一番暑い時間の利用というのは土日の昼間ということになって、平日の一番暑い時間というのは利用が少ない時期になっていますので、対策は考えなくてはならないと思っております。

○委員長（野原恵子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 何回かに分かれて申し訳ないです。最後に防犯対策ですけれども、オリンピックの展示スペースの、オリンピックから預かった部分の展示スペースが、たぶん札幌内スポーツセンターと農業者トレーニングセンターにあると思うのですけれども、その管理というのは同じ指定管理の、また別の業務で委託されているというところなのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） このオリンピックの展示を設置した際に、事務所から防犯カメラで映像が見られるようにはなっています。その記録につきましても、1週間だったと思いますけれども残るようになっていまして、そちらのほうで対策は講じているところがあります。

指定管理者のほうで防犯カメラを見ながら管理していただくような状況になっております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） この部分も指定管理の業務の中に入っているという考えでよろしいですか。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） ほかの部屋の確認をするのと合わせて、こちらの業務も、ずっとではないですけれども、事務所にいる範囲で見させていただいたり、実際に現場を確認していただいているところでもあります。入っています。

○委員長（野原恵子） よろしいですか。ほかにございませんか。

石川委員。

○委員（石川康弘） 今までの札幌内スポーツクラブの実績から言っても、私は非常に良い効果が出ているのかなと考えていますけれども、一つ懸念している事項がございますけれども、事業計画1-1の②のところですが、最後のところに「インクルーシブの場の創造」とありますけれども、よく、お父さんお母さん方から聞くのは、子どもたちのことに関し

てですけれども、そういうクラブに参加させてスポーツをやらせたいけれども、お金のこととか大会とかがあります。そういったときに送り迎えができない家庭の子どもは、そういうところに参加できないのだという話が随分あって、これを「インクルーシブの場の創造」と書かれていますけれども、具体的にその辺のところは考えていらっしゃるのか。町のほうでもそういうことをお願いしているのかどうか。

それから、これからわかりませんが、部活動が地域移行ということが新聞等でも出ておりますけれども、その辺についても絡んでくるのかとは思いますが、将来的にというか、今そういった問題が出ているのは把握していると思うのですが、それをここに書いてあるということは、どのような方向でそれを解決していこうとしているのか。ちょっとその辺が見えないので、もし分かれば説明していただければ良いかなと思います。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 一つ目のインクルーシブという考え方はけれども、前段にもあります「障害のある方も」というようなことでありますので、そういうみなさんでという考え方だと思います。

もう一つ、地域移行です。まだこれからということになっておりますし、今の幕別札幌スポーツクラブもすべてのスポーツに精通しているわけではないですから、いろんな場面、場面ということもあるかと思えます。

○委員長（野原恵子） 石川委員。

○委員（石川康弘） インクルーシブというのは障がい者というふうに、私は特定できないのかなと思うのですよね。それも含めてですけれども、やはりそういったところに、なかなかスポーツにそういった家庭の事情、そういう手立ての事情から参加していけない方も私はこれに含まれてくるのかなと考えています。その辺も含めて町としての考えを指定管理者に伝えているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） そういう家庭の事情でできないという方の、送り迎えというのがセットになってしまいますと、車両運送法の縛りもありますので、それをセットにスポーツクラブを運営するということになると、また別な法律で規制がかかってくると思いますので、できることと、できないことがあると思いますので、それは確認したいと思います。

○委員長（野原恵子） よろしいですか。石川委員。

○委員（石川康弘） これはずっと、何年も前からこの話というのはよくお父さんお母さん方から聞かれるのですよね。うちの孫も行っていますけれども、うちはできるのでいいのだけれども、そういうことで参加できない子どもたちはたくさんいるんだという話をよく聞かれます。幕別町はオリンピックの人たちがたくさん輩出されていますので、非常に幕別町としてはスポーツに関しては盛り上がっていると思うのですが、私はやはりすべての子どもたちが、学校以外でも、いろんなスポーツクラブとかいろんなところがありますよね、そういったことにも参加できる環境をやはり作ってあげないと、なかなかそういった子どもたちに対しては、いつも取り残されている状態が続いていくのかなと思うの

です。どこかでこのことについては、やはり解決する道筋を作ってあげないといけないと思うのです。その辺の考え方ももしあれば、なければよろしいですけれども。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 大会等の子どもたちが参加する際の送り迎えではないですが、町としては助成で対応している部分もございます。ただ、練習についての送り迎え、そういったところまでは、指定管理者とも協議は、この指定管理においてはしておりません。今後そういったことがあれば協議はしてまいりたいとは思いますが、少年団なり、その団体で、今の段階ではそれぞれ対応しているところかと思っております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 議案に沿った質問をしていただきたいと思えます。

そのほかにもございませんか。

畠山委員。

○委員（畠山美和） 今回の指定管理者が令和元年からの引き続きということなのですが、その後の評価で、良好が2年、妥当が2年とおっしゃっていたのですが、良好から妥当ということはちょっと下がっているというふうに受け止めるのですけれども、どの辺が下がったというか、評価的に下がり、下がった部分を今回のこの事業計画書の中に反映されている部分がありましたら教えてください。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） こちらの妥当というところの評価というのは、標準以上だと認識しておりますが、良好から下がった理由としては、町との協議もあるのですけれども、修繕の部分ですとかそういったところが細かく行き届かなかった部分がありまして、そういった評価。悪いという評価ではないですけれども、妥当という評価になっています。

今後につきましては、指定管理団体ともお話しして、修繕料の考え方も若干今回の公募要項から改めていますので、よりスピーディーに対応できるように、今後は、対応はできるところであります。

以上です。

○委員長（野原恵子） よろしいですか。ほかにもございませんか。

小島委員。

○副委員長（小島智恵） まず確認なのですけれども、選定にあたりまして、プレゼンテーションがあって、委員さんのほうから質問があったと思うのですけれども、そういったことは非公開であったのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 選定委員会の会議につきましては、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の第9条におきまして、会議は非公開という形で規定しております。

○委員長（野原恵子） 小島委員。

○副委員長（小島智恵） それではあまり具体的なお話はできないのかもしれませんが、令和元年から同法人が指定管理になっておりますのでお聞きしますけれども、私が町

民の方からお聞きしておりますのは、農業者トレセンについてなのですけれども、町民の利用者の方、一部の方からお聞きした話なのですけれども、先ほど来、寒い時期に、寒いだけでも設定温度はどうなっているのかという話も聞いておりますし、また、管理人の態度、対応が良くない。また、修繕のお話にもありましたけれども、古くなった床でけがをしたという話も聞いています。ほかにも諸々あって教育委員会のほうにお話したことがあるのですけれども、具体的な話はできないのですけれども、もう少しマイナス面について、もう少しお話していただければと思います。また、そのマイナス面について町としてどのように捉えているのかお伺いします。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、小島委員のほうからお話がありました農業者トレーニングセンターにおいて管理人さんの対応が、ということでありました。いろんな方が勤める場ではあります。研修なんかも用いながら改善するという話があります。当然、利用されるお客様には本当に笑顔で接していただきたいという思いはありますので、その辺はお伝えしながら進めていきたいと思っています。

あと、修理に、先ほど言われましたとおり、今度の6年度からにつきましては修繕の方法を若干見直しておりますので、先ほども申し上げましたとおり、悪い箇所におきましては、指定管理者のほうで直せる部分もかなり広がっておりますので、積極的な修繕に努められるような状態になっていると考えています。この後につきましても利用する方が本当に楽しいひと時を過ごせるような施設になっていけば良いと、指定管理者団体のほうとも、今言ったご意見を共有しながら進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○委員長（野原恵子） よろしいですか。ほかにございませんか。

では、ないようですので、議案第99号「指定管理者の指定について」に対する質疑は、以上で終了いたします。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員の退席のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第99号「指定管理者の指定について」についての、各委員のご意見をお伺いします。

意見のある方は挙手をお願いします。

意見がなければ、次に、討論に入りたいと思いますが、本議案についての、討論はありますか。

ないようですので、討論を省略し、これより採決を行います。

議案第99号、指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
以上で付託された議案第99号、指定管理者の指定についての審査が終わりました。
なお、議長あてに提出する委員会の報告書につきましては、正副委員長に一任をいただき
きたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) はい、異議なしの声がありましたので、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了いたします。

(審査終了10:44)